

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

38,305億円

EDINET提出
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(EO)
発行登録追補書類(株券、社債券)

本号 の場合で、当社に提示レートを提示した利率
照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場

--	--

財務上の特約(担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからA-(シングルAマイナス)の信用格付を2023年5月26日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止や元利金支払義務の免除が生じた場合、当該支払停止や免除は「債務不履行」にあたらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であ

「清算時支払可能額」とは、()本社債にもとづく債権および()本社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権を、当社の優先株式で残余財産分配の順位が最も優先するもの(以下「残余財産分配最優先株式」という。)とみなし、本社債にもとづく債権に清算手続における弁済順位について実質的に劣後する条件の債権を、当社の残余財産分配最優先株式以外の優先株式とみなし

--	--



本号 の場合で、当社に提示レートを提示した利率
照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間

--	--

2 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

「所要損失吸収額」とは、各本社債の元金および各損失吸収証券(下記に定義する。)の元金(当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において免除等(下記に定義する。)がなされている支払義務に係る金額(当該免除等につき元金回復(下記に定義する。)がなされた支払義務に係る金額を除く。)または普通株転換(下記に定義する。)がなされた各損失吸収証券の元金の額を除く。以下本号 において同じ。)の全部または一部の免除等または普通株転換により、当社の連結普通株式等Tier 1 比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額(以下「総所要損失吸収額」という。)(ただし、いずれかの損失吸収E03606)

(3) 本社債の社債要項に反する支払

債務免除事由が発生した後、本社債にもとづく元利金(損失吸収事由が発生した場合においては、本項第E03606)

(c) 法令等(ガイドライン、監督指針を含むがこれらに限られない。)または関連監督当局等(下~~同~~に~~示~~す)の(株)公債)の

当社は、本号の規定に従い代替参照レートを決定した場合において、当該代替参照レートにスプレッド調

本号 の場合、代替参照レート決定期間の直後の利息

(2) E03606)

6 【社債の引受け及び社債管理の委託(第12回期限前償還条項付無担保社債(担保提供制限等財務上特約無))】

(1) 【社債の引受け】

--	--

なお、その後元金回復事由が発生した場合、元金回復額に相当する金額について、損失吸収事由の発生により

(8) 規制および規制の変更に関するリスク

(3) 本社債の流動性に関するリスク

「事業等のリスク」

当社グループは、各種のリスクシナリオが顕在化した場合の影響度と蓋然性に基づき、その重要性を判定しており、今後約1年間で最も注意すべきリスク事象をトップリスクとして特定しています。2023年3月の当社リスク委員会において特定されたトップリスクのうち、主要なものは以下のとおりです。当社グループでは、トップリスクを特定することで、それに対しあらかじめ必要な対策を講じて可能な範囲でリスクを制御するとともに、リスクが顕在化

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】